

親 展

様

重要

社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書

確定申告で必要になる、大切なお知らせです。

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

☎ 168-8505

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

三

ご本人様控

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(控)

被保険者氏名 様

基礎年金番号

前年(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりです。

【令和2年中の納付済保険料額】

納付状況の内訳 (令和2年12月31日現在)

[illegible]

- 「済」は令和2年中に納付された月を示しています。
- 11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

納付済保険料の証明額

P

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 様

前年(令和2年1月1日から令和2年12月31日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 令 和 3 年 1 月 1 日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

【令和2年中の納付済保険料額】

納付状況の内訳

[illegible]

- 「済」は令和2年中に納付された月を示しています。
- 11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

納付済保険料の証明額

四

音声コード*

※上のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

2102 1034 001

お問い合わせは『控除証明書相談チャット』
または『ねんきん加入者ダイヤル』へ

1.一般的なご照会

▶控除証明書相談チャット

* 日本年金機構ホームページでは、
控除証明書に関するよくあるお問い合わせに
自動でお答えする相談チャットを開設しています。
24時間いつでも対応していますので、
右記の二次元コードよりぜひご利用ください。

二次元コード

日本年金機構ホームページは

日本年金機構 検索
https://www.nenkin.go.jp/

2.具体的なお照会

▶ねんきん加入者ダイヤル



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は、**（東京）03**-6630-2525

＜受付時間＞

月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

* 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- 「03-6630-2525」の番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

「お知らせは内側にあります。」

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。

（水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。）

保険料納付は、口座振替が便利でお得！
－安心・簡単・便利・お得な口座振替をおすすめします－

安心 自動引落で納め忘れの心配がありません
簡単 1度の手続でOK 手数料もかかりません
便利 金融機関等に行く手間と時間が省けます
お得 早割・前納を利用してお得な割引

口座振替なら、早割が利用できます。

・早割（当月保険料の当月末引落）は、毎月の保険料が
50円割引となります。[※]

口座振替による前納は、もっとお得です。

・保険料を前納されると割引があります。[※]

現金納付による1年度分の前納は 3,520 円の割引

（1年度分の保険料額 198,480円が 194,960 円へ）

現金納付による2年度分の前納は 14,590 円の割引

（2年度分の保険料額 397,800円が 383,210 円へ）

口座振替による1年度分の前納は 4,160円の割引

（1年度分の保険料額 198,480円が 194,320 円へ）

口座振替による2年度分の前納は15,840 円の割引

（2年度分の保険料額 397,800円が 381,960 円へ）

口座振替による前納のお申し込みは、2月末日が締め
切りです。お早めにお申し込みください。

口座振替のお申し込みは年金事務所等です。

・口座振替は、お近くの年金事務所または口座をお持ちの
金融機関でお申し込みができます。
詳細については、年金事務所までお問い合わせください。

※割引額・前納保険料額等は、令和2年度の金額となります。
令和3年度の前納保険料額等については、令和3年2月下旬
に告示される予定です。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

ご家族の保険料も控除の対象となります。

・生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保
険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の
対象とすることができます。

申告の際は納付を証明する書類が必要です。

・国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けるには、
申告書の提出の際に、保険料を納付されたことを証明する書類
（本証明書または領収証書）の添付等が義務付けられています。

* 令和3年1月1日以降に納付された保険料は、この控除
証明書ではなく、翌年分の控除証明書に記載されます。

2年前納（現金・クレジットカード納付）ができます！

口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額
の大きな2年前納をご利用いただけます。詳しくは、日本年金機構
ホームページをご覧ください。

年金制度については、左記のホームページをご覧ください。
また、年金事務所の窓口での年金請求等の相談は、事前の予約
が便利です！